

1 1 幼稚園等の利用申込

(1) 私立・国立の幼稚園等の利用申込

私立・国立の幼稚園等の利用を希望する場合は、施設ごとに申込方法や時期が異なりますので、利用希望の施設へ、直接お問い合わせください。

(2) 市立幼稚園の4月1日入園の利用申込

※ 年度途中（4月2日以降）の入園を希望する場合は、30ページを御覧ください。

① 利用申込要件

- ア 高松市で住民登録をしている子ども又は入園時（4月1日）までに高松市に住所を有する予定の子ども
- イ 1号認定を希望する子ども（2号認定を申請し、保育施設等との併願を希望する子どもを含む。）

② 保育区分

- ・ 3年保育（3歳児）令和5年4月2日から令和6年4月1日までに生まれた子ども
- ・ 2年保育（4歳児）令和4年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた子ども
- ・ 1年保育（5歳児）令和3年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた子ども

③ 利用申込受付期間及び場所

区分	特別な支援を要する子ども（※1） 優先入園を希望する子ども（※2）	左記以外の子ども
受付期間 （※3）	令和8年10月26日(月)～10月30日(金)	令和8年10月26日(月)～11月13日(金)
	8時30分～17時（土・日曜日、祝日を除く。）	
受付場所	入園を希望する市立幼稚園	

◆ 空き状況については、入園希望の幼稚園にお問い合わせください。

※1 特別な支援を要する子どもとは、発達障がいなどにより特別な支援が必要とされ、公立小学校での通級指導教室又は特別支援学級への入級に相当する程度の障がいのある子どもをいいます（以下30ページまでにおいて同じ）。

特別な支援を要する子どもについても、全ての幼稚園で利用申込を受け付けます。

※2 兄や姉が受付開始日の前日までに当該幼稚園に在園し、令和9年度も引き続き在園する場合、その弟や妹（以下、「優先入園対象児」といいます。）については、優先入園となります。ただし、2年保育（4歳児）については、定員に空きがある場合に限りです。また、令和8年10月30日（金）17時までに申込みを行わなかった場合は、優先入園の対象とならず、「⑧ 抽選の実施」の対象となります。

※3 園の行事等で平日が休業日になる場合があり、この場合は受付ができません。休業日については、入園希望の幼稚園に御確認ください。

④ 利用申込方法

区分	特別な支援を要する子ども	左記以外の子ども
1	各幼稚園に備付けの「入園申込書」と「問診票」に必要事項を記入し、受付期間内に、希望する幼稚園に申し込んでください。療育手帳や診断書、その他必要な書類を提出していただくことがあります。	各幼稚園に備付けの「入園申込書」に必要事項を記入し、受付期間内に、希望する幼稚園に申し込んでください。 併せて、教育・保育給付認定申請書等（※）を園に御提出ください。

2	申し込む際には、入園を希望する子どもを同伴してください。当日、園で子ども及び保護者と、子どもの状態や必要な支援等について面談を行います。	申し込む際には、入園を希望する子どもを同伴してください。当日、園で子ども及び保護者と簡単な面談を行います。
3	2号認定を申請し、保育施設等との併願を希望する場合は、その旨を市立の幼稚園・認定こども園（教育部分）（以下「市立幼稚園等」といいます。）にお申し出ください。なお、複数の市立幼稚園等に申し込むことはできません。複数の市立幼稚園等に申し込んだ場合は、受付を取り消します。	
4	面談の内容及び「問診票」等をもとに、高松市立幼稚園特別支援教育支援会において、入園及び支援の在り方について協議します。 協議の結果、受入れが可能となった場合は、結果通知後に、教育・保育給付認定申請書等（※）を園に御提出ください。	受付期間中に入園を希望する市立幼稚園等を2園まで変更することができます。その際は、幼稚園に提出した「入園申込書」等を受け取り、新たに入園を希望する市立幼稚園等に提出してください。

※ 教育・保育給付認定申請に必要な書類については11～13ページを御覧ください。

⑤ 申込書の記載内容の変更

申込み後、住所・電話番号等の申込書の記載内容に変更がありましたら、必ず申込書を提出した幼稚園に連絡してください。

⑥ 入園の優先措置

令和8年10月30日（金）の申込締切時点において、定員を超える優先入園対象児の申込みがあった幼稚園は、当該優先入園対象児で抽選を行います。抽選を行う場合は、当該幼稚園の掲示板等でお知らせするとともに、園から申込者に文書で通知します。

なお、特別な支援を要する子どもが、高松市立幼稚園特別支援教育支援会における協議の結果、受入れが可能となった場合においても、優先入園対象児の条件に当てはまらなければ、優先入園の対象とならず、「⑧ 抽選の実施」の対象となります。

⑦ 申込状況の広報

令和8年10月27日（火）～11月16日（月）に、各幼稚園の掲示板等で、前日（土・日曜日、祝日の場合はその前の平日）までの当該幼稚園の申込状況をお知らせします。

⑧ 抽選の実施

優先入園対象児以外の子どもについて、令和8年11月13日（金）の申込締切時点において、定員を超える申込みがあった幼稚園は、抽選を行います。抽選を行う場合は、当該幼稚園の掲示板等でお知らせするとともに、園から申込者に文書で通知します。

抽選に関するお問い合わせは、申込書を提出した幼稚園にお願いします。

⑨ 入園の決定通知

区分	特別な支援を要する子ども	左記以外の子ども
1	「高松市立幼稚園特別支援教育支援会協議結果通知書」を12月上旬頃に送付してお知らせします。 ※ 次の2～5は「受入れが可能」と通知された場合に限り ます。	

2	定員を超える申込みがあった幼稚園は、抽選を行います。 ※「⑧抽選の実施」参照
3	入園周知会の案内をもって内定通知に代えます（1月中旬頃に発送予定）。
4	「教育・保育給付認定証」は、3月上旬頃に発送予定です。
5	「入園許可決定通知書」は、4月中旬頃に発送予定です。

⑩ その他のお知らせ

申込みに関するお問い合わせは、入園希望の幼稚園又はこども保育教育課にお願いします。

申込受付期間以降の入園申込は、幼稚園の空き状況に応じて、随時受け付けます。

園児数が著しく少ないときは、幼稚園における一定の集団規模の確保等を考慮し、施設の再編を検討します。

（３）市立認定こども園（教育部分）の４月１日入園の利用申込

※ 年度途中（４月２日以降）の入園を希望する場合は、３０ページを御覧ください。

① 利用申込要件

ア 高松市で住民登録をしている子ども又は入園時（４月１日）までに高松市に住所を有する予定の子ども

イ １号認定を希望する子ども（２号認定を申請し、保育施設等との併願を希望する子どもを含む。）

② 保育区分

- ・ ３年保育（３歳児）令和５年４月２日から令和６年４月１日までに生まれた子ども
- ・ ２年保育（４歳児）令和４年４月２日から令和５年４月１日までに生まれた子ども
- ・ １年保育（５歳児）令和３年４月２日から令和４年４月１日までに生まれた子ども

③ 利用申込受付期間及び場所

区分	優先入園を希望する子ども（※１）	左記以外の子ども
受付期間	令和８年１０月２６日(月)～１０月３０日(金)	令和８年１０月２６日(月)～１１月１３日(金)
	８時３０分～１７時（土・日曜日、祝日を除く。）	
受付場所	入園を希望する市立認定こども園（※２）	

◆ 空き状況については、入園希望の認定こども園にお問い合わせください。

※１ 兄や姉が受付開始日の前日までに当該認定こども園に在園し、令和９年度も引き続き在園する場合、その弟や妹（以下、「優先入園対象児」といいます。）については、優先入園となります。ただし、２年保育（４歳児）については、１号認定の定員に空きがある場合に限りです。また、令和８年１０月３０日（金）１７時までに申込みを行わなかった場合は、優先入園の対象とならず、「⑧ 抽選の実施」の対象となります。

※２ 特別な支援を要する子どもについても、全ての認定こども園で利用申込を受け付けます。

④ 利用申込方法

1	各認定こども園に備付けの「入所申込書」に必要事項を記入し、受付期間内に、希望する認定こども園に申し込んでください。 併せて、教育・保育給付認定申請書等（※）を園に御提出ください。 特別な支援を要する場合には、療育手帳や診断書、その他必要な書類を提出していただくことがあります。
---	---

2	申し込む際には、入園を希望する子どもを同伴してください。当日、園で子ども及び保護者と簡単な面談を行います。
3	2号認定を申請し、保育施設等との併願を希望する場合は、その旨を市立幼稚園等にお申し出ください。複数の市立幼稚園等に申し込むことはできません。複数の市立幼稚園等に申し込んだ場合は、受付を取り消します。
4	受付期間中に入園希望の市立幼稚園等を2園まで変更することができます。その際は、認定こども園に提出した「入所申込書」等を受け取り、新たに入園を希望する市立幼稚園等に提出してください。

※ 教育・保育給付認定申請に必要な書類については11～13ページを御覧ください。

⑤ 申込書の記載内容の変更

申込み後、住所・電話番号等の申込書の記載内容に変更がありましたら、必ず申込書を提出した認定こども園に連絡してください。

⑥ 入園の優先措置

令和8年10月30日（金）の申込締切時点において、定員を超える優先入園対象児の申込みがあった認定こども園は、当該優先入園対象児で抽選を行います。抽選を行う場合は、当該認定こども園の掲示板等でお知らせするとともに、園から申込者に文書で通知します。

⑦ 申込状況の広報

令和8年10月27日（火）～11月16日（月）に、各認定こども園の掲示板等で、前日（土・日曜日、祝日の場合はその前の平日）までの当該認定こども園の申込状況をお知らせします。

⑧ 抽選の実施

優先入園対象児以外の子どもについて、令和8年11月13日（金）の申込締切時点において、定員を超える申込みがあった認定こども園は、抽選を行います。

抽選を行う場合は、当該認定こども園の掲示板等でお知らせするとともに、園から申込者に文書で通知します。

抽選に関するお問い合わせは、申込書を提出した認定こども園にお願いします。

⑨ 入園の決定通知

1	定員を超える申込みがあった認定こども園は、抽選を行います。 ※ 「⑧抽選の実施」参照
2	入園周知会の案内をもって内定通知に代えます（1月中旬頃に発送予定）。
3	「教育・保育給付認定証」は、3月上旬頃に発送予定です。
4	「施設利用承諾通知書」は、4月中旬頃に発送予定です。

⑩ その他のお知らせ

申込みに関するお問い合わせは、入園希望の認定こども園又はこども保育教育課にお願いします。

申込受付期間以降の入園申込は、認定こども園の空き状況に応じて、随時受け付けます。

(4) 市立幼稚園等の年度途中の利用申込

※ 年度途中（4月2日以降）の入園を希望される方のみ御覧ください。

① 利用申込受付期間・場所等

受付期間 (※1)		随 時（土・日曜日、祝日を除く。） 9 時～16 時 30 分
受付場所		入園を希望する市立幼稚園等（※2 参照）
利用 申込 方法	1	各園に備付けの「入園申込書」（認定こども園は「入所申込書」）に必要な事項を記入し、受付期間内（※3）に、希望する園に申し込んでください。併せて、教育・保育給付認定申請書等（※4）を園に御提出ください。
	2	申し込む際には、入園を希望する子どもを同伴してください。当日、園で子ども及び保護者と簡単な面談を行います。

◆ 年度途中の利用申込は、各園の空き状況に応じて、随時受け付けます。ただし、**3・4 歳児については、優先入園対象児の次年度 4 月 1 日入園受付期間中（10 月下旬の 1 週間程度）は、入園できない場合があります。**

◆ 空き状況については、入園希望の園にお問い合わせください。

◆ 利用申込要件・保育区分については、4 月 1 日入園の場合と同様です。

※1 園の行事等で平日が休業日になる場合があります、この場合は受付ができません。休業日については、入園希望の園に御確認ください。

※2 **特別な支援を要する子どもについては、園の状況に応じての受入れとなりますので、入園希望の園又はこども保育教育課に御相談ください。**

※3 **各月の 1 日からの入園を希望される場合は、前月の 25 日（土・日曜日及び祝日の場合はその前の平日）までに申し込んでください。**

※4 教育・保育給付認定申請に必要な書類については、11～13 ページを御覧ください。

② 申込書の記載内容の変更

申込み後、住所・電話番号等の申込書の記載内容に変更がありましたら、必ず申込書を提出した園に連絡してください。

③ その他のお知らせ

申込みについてのお問い合わせは、入園希望の園にお願いします。

園児数が著しく少ないときは、幼稚園における一定の集団規模の確保等を考慮し、施設の再編を検討します。

(5) 市立幼稚園（国分寺南部幼稚園）における満 3 歳児の受入れ

令和 8 年度から、国分寺南部幼稚園において、満 3 歳児（令和 6 年 4 月 2 日から令和 7 年 2 月 28 日までに生まれた子ども）について、**誕生日の翌月から**の受入れを行っています。申込方法については、(4)の年度途中の利用申込と同様です。

受付期間・空き状況など、詳しくは国分寺南部幼稚園にお問い合わせください。

(6) 預かり保育の利用を希望する場合

預かり保育の利用については、各幼稚園等にお問い合わせください。

預かり保育の利用料について、幼児教育・保育の無償化の対象となる場合があります。詳しくは 41～42 ページを御覧ください。

1 2 入園決定後の手続等（新制度に移行している幼稚園等）

（1）教育・保育給付認定（1号認定）申請

幼児教育・保育の無償化に伴い、教育・保育給付認定（1号認定）を受けていただくことにより、授業料は0円となります。申請に必要な書類等については、11～13ページを御覧ください。申請書の記入に当たっては、65ページの記入例を御参照ください。

※ 市立幼稚園等に入園される場合は、申込時等に申請済みです。

※ 授業料以外に、給食費、PTA会費等の費用が必要です。各施設にお問い合わせください。

（2）教育・保育給付認定の変更申請

保護者の婚姻・離婚や祖父母等との同居など、世帯状況に変更があった場合は、教育・保育給付認定変更申請書等の提出が必要です。提出書類については、17ページの表を御覧ください。

提出先 在園中の施設を経由してこども保育教育課に提出

提出期限 変更後速やかに提出してください。各月の10日以降に提出された場合は、提出の翌月以降の変更となる場合があります。

（3）給食費の納入等

給食費については、幼児教育・保育無償化後も引き続き、保護者の方に御負担いただくこととなっておりますので、御理解の程、お願いいたします。

なお、給食費は、幼稚園等の利用を開始した月から、毎月納めていただきます。

月の途中での退園・利用の取りやめや、欠席をした場合でも、その月の給食費は全額を納めていただきますので、御了承ください。

給食費を滞納すると、施設の運営に支障が生じることとなりますので、定められた期限までに必ず納付をしてください。

幼稚園等における食物アレルギー対応は、医師の指示に基づき、家庭と幼稚園等が共通理解をすることが重要です。幼稚園等における対応方法はそれぞれ異なってくることから、事前に入園を希望する幼稚園等に相談してください。

◆ 市立幼稚園における給食費の納入

市立幼稚園を御利用の方は、各施設に、口座振替の方法により、又は銀行等の窓口で納めていただきます。

◆ 市立認定こども園（教育部分）における給食費の納入

市立認定こども園（教育部分）を御利用の方は、高松市に、口座振替の方法により、又は銀行等の窓口で納めていただきます。3歳児の4・8月分、4・5歳児の8月分については、徴収はありません。

◆ 市立認定こども園（教育部分）における給食費の免除

市立認定こども園（教育部分）の園児が、食物アレルギー等の理由で、ひと月の給食全ての提供を受ける予定がない場合は、その月の初日の3日前（又は入園日の前日）までの申請により、その月の給食費が免除となります。

◆ 私立施設における給食費の納入

私立施設を御利用の方は、納入方法及び納入時期が異なりますので、各施設にお問い合わせください。

◆ 副食費の免除

《免除対象者》

- ・世帯収入が360万円未満**相当**世帯の子ども
- ・第3子以降の子ども（小学校第3学年終了前で最年長の者を第1子とする出生順位第3子以降の者）

《免除方法》

実費徴収する給食費のうちの副食費分を徴収しません。

《注意》

- ◆ 免除判定は、市区町村民税の課税額により入園月（継続児の場合は４月）と９月に行います。免除対象者に対しては、入園月又はその翌月（継続児の場合は４月）及び９月に書面通知をいたします。
なお、世帯状況の変更や税更正により、判定結果が変更となる場合があります。その場合は、対象者に書面通知をいたします。
- ◆ 令和８年又は令和９年１月１日に高松市以外に住民登録をしていた方は、副食費の免除判定のため、所得課税証明書等の提出を依頼する場合があります。
- ◆ 令和８年又は令和９年１月１日に海外に居住をしていた方は、それぞれ令和７年中又は令和８年中の収入を証明する書類を提出してください。
- ◆ 収入の申告がない方及び上記により所得課税証明書等・収入を証明する書類の提出が必要な方については、高松市で課税額を確認することができませんので、収入の申告・証明書類の提出をされるまでは、免除対象にはなりません。



1 3 入園決定後の手続等（新制度に移行していない幼稚園）

（１）施設等利用給付認定申請

新制度に移行していない幼稚園（以下、「未移行幼稚園」といいます。）を御利用の場合は、保護者やお子さんの教育・保育の必要に応じた「施設等利用給付認定」を受けていただくことにより、授業料や預かり保育等の利用料について、幼児教育・保育の無償化の対象となります。「施設等利用給付認定」の申請に必要な書類や変更申請が必要な場合など、詳しくは、35～40ページを御覧ください。

- ◆ **私立の未移行幼稚園の授業料**については、各施設が定める授業料と幼児教育・保育の無償化による上限月額（28,000円）の差額分を、各施設に納めていただきます。

※ 認定の有効期間が月の途中で開始（終了）する場合は、上限月額が日割りとなります。

※ 上記の上限月額は、令和8年10月以降の利用分について適用されます。なお、無償化の制度改正に伴い、変更になる場合があります。

- ◆ **香川大学教育学部附属幼稚園高松園舎の授業料**については、施設が定める授業料全額を納めていただきます。その後、保護者の方から提出された請求書等により、上限月額（8,700円）まで、こども保育教育課からお支払いいたします。詳細については、別途通知いたします。

※ 上限月額は、無償化の制度改正に伴い、変更になる場合があります。

- ◆ 授業料の納入方法及び納入時期については、各施設にお問い合わせください。

※ 授業料以外に、給食費、PTA会費等の費用が必要になる場合があります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

- ◆ **預かり保育等の無償化**については、41～42ページを御覧ください。

（２）給食費の納入等

給食費については、幼児教育・保育無償化後も引き続き、保護者の方に御負担いただくこととなっておりますので、御理解の程、お願いいたします。

- ◆ **未移行幼稚園における給食費の納入**

納入方法及び納入時期が異なりますので、各施設にお問い合わせください。

給食費を滞納すると、施設の運営に支障が生じることとなります。定められた期限までに必ず納付をしてください。

- ◆ **副食費の免除**

«免除対象者»

- ・世帯収入が360万円未満**相当**世帯の子ども
- ・第3子以降の子ども（小学校第3学年終了前で最年長の者を第1子とする出生順位第3子以降の者）

「免除方法」

各施設において対応が異なりますので、各施設にお問い合わせください。

「注意」

- ◆ 免除となる額には上限があります（参考：令和7年度上限月額4,900円）。
なお、上限月額は、制度改正に伴い変更になる場合があります。
- ◆ 免除判定は、市区町村民税の課税額により入園月（継続児の場合は4月）と9月に行います。免除対象者に対しては、入園月又はその翌月（継続児の場合は4月）及び9月に書面通知をいたします。
なお、世帯状況の変更や税更正により、判定結果が変更となる場合があります。その場合は、対象者に書面通知をいたします。
- ◆ 令和8年又は令和9年1月1日に高松市以外に住民登録をしていた方は、副食費の免除判定のため、所得課税証明書等の提出を依頼する場合があります。
- ◆ 令和8年又は令和9年1月1日に海外に居住をしていた方は、それぞれ令和7年中又は令和8年中の収入を証明する書類を提出してください。
- ◆ 収入の申告がない方及び上記により所得課税証明書等・収入を証明する書類の提出が必要な方については、高松市で課税額を確認することができませんので、収入の申告・証明書類の提出をされるまでは、免除対象にはなりません。



1 4 施設等利用給付認定

(1) 施設等利用給付認定

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園等の預かり保育や未移行幼稚園の利用等について、「子育てのための施設等利用給付」が導入されています。幼児教育・保育の無償化の対象となるために、保護者やお子さんの教育・保育の必要に応じた「施設等利用給付認定」を受けていただき、高松市から施設等利用給付の認定内容を通知します。

(2) 施設等利用給付認定申請の対象者

幼稚園等の預かり保育や未移行幼稚園等の利用を希望する子どもを持つ保護者であって、**利用希望日時点で、保護者及び子どもが高松市に居住し、住民登録をしている方が対象です。**高松市に転入される方は、転入前の市区町村で「施設等利用給付認定」を受けている場合であっても、高松市で新たに「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。申請書の記入に当たっては、67～68ページの記入例を御参照ください。

※ 教育・保育給付認定（2号・3号認定）を受けて認可の保育施設等を利用している場合や、企業主導型保育施設を利用している場合は、施設等利用給付認定の対象外です。

(3) 施設等利用給付認定区分

「施設等利用給付認定」には、教育・保育の利用を希望するお子さんの年齢と保育の必要性の認定に応じ、3つの認定区分があります。

教育・保育給付認定区分と区別するため、施設等利用給付認定区分を「新○号」という呼び方を通称として使用します。

認定区分	無償化の対象	年齢	保育の必要性	所得制限
新1号	・幼稚園授業料 (未移行幼稚園のみ)	満3歳以上	なし	なし
新2号	・幼稚園授業料 (未移行幼稚園のみ) ・預かり保育利用料 ・認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料(※3)	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子ども	あり (※1)	なし
新3号		満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども	あり (※1)	市区町村民税 非課税世帯(※2) のみ

※1 子どもの保護者全員が、「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。

※2 令和9年4～8月の利用については令和8年度、令和9年9月～令和10年3月の利用については令和9年度の市区町村民税が非課税である世帯が対象です。また、生活保護受給世帯や保護者が里親である場合を含みます。

※3 幼稚園等に在籍している場合は、認可外保育施設等の利用については無償化の対象外となる場合があります。詳しくは、41～42ページを御覧ください。

(4) 施設等利用給付認定の有効期間

施設等利用給付認定には有効期間があり、有効期間を過ぎた場合は施設等利用給付認定が失効します。再び施設等利用給付の認定を希望する場合は、改めて「施設等利用給付認定申請」が必要です。

▼施設等利用給付認定の新1号認定を受けた方▼

保育を必要とする事由	有効期間
必要なし	小学校就学前まで

▼施設等利用給付認定の新2号認定・新3号認定を受けた方▼

保育を必要とする事由		有効期間
① 就労	労働することを常態としているため、子どもの保育ができない場合（1か月64時間以上勤務していること。） ・フルタイム勤務のほか、パートタイム、夜間勤務など基本的に全ての就労形態が該当します。 ・居宅内での労働（自営業、在宅勤務等）を含みます。 ・無収入のボランティア活動等は、就労とは認められません。	[新2号認定] 小学校就学前まで このうち、必要と認められる期間 [新3号認定] 満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで このうち、必要と認められる期間
② 妊娠・出産	妊娠中又は出産後間がないため、子どもの保育ができない場合	出産予定日が属する月の2か月前（多胎妊娠の場合は4か月前）から出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで ただし、 [新2号認定] 小学校就学前まで [新3号認定] 満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで
③ 疾病・障がい	疾病や負傷、又は精神若しくは身体に障がいを持っているため、子どもの保育ができない場合	①就労の有効期間と同じ
④ 介護・看護	同居又は長期間入院等をしている親族を、常時、介護又は看護するため、子どもの保育ができない場合（1か月64時間以上介護又は看護を行っていること。）	①就労の有効期間と同じ
⑤ 災害復旧	火災、風水害、地震その他災害により、家屋を失ったり、破損したりしたため、その復旧の間、子どもの保育ができない場合	①就労の有効期間と同じ

⑥ 求職活動	求職活動（起業準備を含む。）を行っているため、子どもの保育ができない場合	認定日からその日の属する月の翌々月の末日まで（３か月） ただし、 [新２号認定] 小学校就学前まで [新３号認定] 満３歳に達する日以後の最初の３月３１日まで
⑦ 就学	就学（通信教育を除き、職業能力開発校等における職業訓練を含む。）のため、子どもの保育ができない場合（１か月の就学時間が６４時間以上であること。）	保護者の卒業・修了予定日が属する月の月末まで ただし、 [新２号認定] 小学校就学前まで [新３号認定] 満３歳に達する日以後の最初の３月３１日まで
⑧ 虐待・DV	児童虐待が行われている又は再び行われるおそれがあると認められる場合や、配偶者からの暴力により、子どもの保育ができない場合	①就労の有効期間と同じ
⑨ 育児休業取得時に、 <u>既に認可外保育施設</u> を利用している	当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前の子どもが <u>認可外保育施設を利用しており</u> 、継続利用を希望している場合 （幼稚園等（未移行幼稚園を含む。）を利用している場合は、対象外です。）	<u>既に認可外保育施設を利用している子ども</u> について、当該育児休業に係る子どもが満１歳に達する日の属する月の末日まで（ただし、当該育児休業に係る子どもが満１歳に達する日が属する年度の初日の前日に、施設等利用給付認定に係る子どもが５歳に達している場合は、小学校就学の始期に達する日の前日まで（＊）となります。） ＊ 育児休業を取得している期間（育児休業の期間の末日の属する月の末日）を限度とします。
⑩ その他、市長が上記の事由に類すると認める事由に該当すること。		市長が必要と認める期間

※ 各事由において、満３歳児においては次年度の現況届を提出することにより、新３号認定から新２号認定に切り替わります。

(5) 認定申請に必要な書類

全ての方に提出が必要な書類

- 「高松市施設等利用給付認定申請書兼現況届」
子ども1人につき1枚

未移行幼稚園に入園する場合や、幼稚園等に在籍せず認可外保育施設等を利用する場合、全ての方に提出が必要な書類

- 「マイナンバー提供書」

1枚（兄弟姉妹で同時に申請する場合は世帯で1枚）。申請者についてのみ、次のA・Bいずれかの「マイナンバー確認書類」及び「身元確認書類」を提示（又は写しを提出）してください。

申請者以外の代理人が提出する場合は、代理人の「身元確認書類」も提示していただくとともに、当該提供書裏面の委任状が必要です。

区分	マイナンバー確認書類	身元確認書類
A	マイナンバーカード（顔写真付き）	
B	住民票の写し（マイナンバー記載あり）、住民票記載事項証明書（マイナンバー記載あり）、マイナンバー通知カード（住所等が一致しているもの）のいずれか1点	【1点で良いもの】 顔写真付きの公的な身分証明書（運転免許証、パスポート、障害者手帳等） 【2点必要なもの】 公的医療保険の資格確認書、介護保険被保険者証、国民年金手帳、基礎年金番号通知書、児童扶養手当証書等

家庭状況により提出が必要な書類

- ① 該当する御家庭のみ必要な書類

次に該当する場合は、該当する事柄につき1枚（兄弟姉妹で同時に申請する場合は世帯で1枚）

対象となる事柄	提出書類
ひとり親家庭の場合	児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療証（高松市が発行しているもの）の写し 上記書類が提出できない場合は、離婚日が記載された戸籍謄本若しくは抄本（写しでも可）又は事件係属証明書の写し
生活保護を受給している場合 （新3号認定又は未移行幼稚園への入園を希望する場合のみ）	生活保護受給者証（高松市が発行しているもの）の写し

- ② 市区町村民税所得課税証明書等

令和8年又は令和9年1月1日時点で高松市以外に住民登録をしていた方は、新3号認定又は未移行幼稚園の副食費免除の判定に用いるため、所得課税証明書等の提出が必要な場合があります。

新2号認定・新3号認定を希望する場合のみ必要な書類

○保育を必要とすることを証する添付書類（下表参照）

・・・保護者（父及び母）1人につき1枚（兄弟姉妹で同時に申請する場合は世帯で1枚）

保育を必要とする事由	添付書類
① 就労（自営業・内職を含む。） ※ パート、内定、育児休業復帰等を含む。	・就労証明書 ※ 自営業（*）の場合は、営業許可証、請負契約書、納品書等の自営業が確認できるもの（事業主でない場合は、給与明細、タイムカード等の就労が確認できるもの）の写しを添付 ※ 内職の場合で、事業者が就労時間及び就労実績について証明しない場合は、当該証明しない事項について就労者本人が証明した就労証明書を添付
② 妊娠・出産	・妊娠・出産申立書 （母子健康手帳（表紙と出産予定日の分かる面）の写しを添付）
③ 疾病・障がい	・傷病・障がい等申立書 （診断書原本、障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写しのいずれかを添付）
④ 介護・看護	・介護・看護申立書 （診断書原本、障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写しのいずれかを添付）
⑤ 災害復旧	・り災証明書等
⑥ 求職活動	・求職活動申立書
⑦ 就学	・就学・技能習得等申立書 （在学証明書等及びカリキュラム等の就学時間を確認できる書類を添付）
⑧ 虐待・DV	・公的機関が発行する、事実を証明できる書類
⑨ 育児休業取得時に、既に、認可外保育施設を利用している	・就労証明書

* 子どもの父、母又は祖父母が事業所等（法人を除く。）の代表者である場合又はこれらの者が代表者である事業所等（法人を除く。）で就労している場合（農漁業を含む。）

《注意》

- ◆ 書類の記入に当たっては、黒又は青のボールペンを使用してください（消えるボールペンは使用しないでください。）。
- ◆ 訂正する場合は、訂正印（押印のない書類については、記入者のサイン）が必要です。**修正液等による訂正はできません。**
- ◆ 一度御提出していただいた書類は、原則、返却はできません。**控えが必要な場合は、あらかじめコピーしておいてください。**
- ◆ 証明書類は、原則として、**申請受付日より過去3か月以内に証明されたもの**（令和9年4月からの利用に係る申込の場合は、申請受付日より過去3か月以内、かつ、令和8年9月以降に証明されたもの）が必要です。また、保育を必要とすることを証する添付書類は、**認定希望日時点の状況について証明するもの**が必要です。

(6) 施設等利用給付認定申請書の提出先

入園が決定した幼稚園や在籍している幼稚園等に提出してください。総合センター・支所では受け付けできません。

提出期日については、各幼稚園等に御確認ください。

マイナンバー提供書は、必ず封入・封緘し、申請書と一緒に提出してください。

(7) 施設等利用給付認定後の手続

◆ 現況届の提出

施設等利用給付認定（新2号・新3号）を受けた方について、世帯の状況や保育の必要性の確認のため、1年に1回、現況届及び御家庭の状況が分かる書類の提出を求めています（毎年10月頃、在籍している幼稚園等を通じて御案内します。）。
※ 提出書類は、在籍している幼稚園等が確認することがあります。

◆ 施設等利用給付認定の変更申請

施設等利用給付認定を受けた方について、保育を必要とする事由又は世帯状況に変更があった場合には、その都度必要書類を御提出ください。

※ 新1号認定から新2号・新3号認定、新2号・新3号認定から新1号認定への切り替えを御希望の場合は、変更申請ではなく、新規の申請が必要です。

提出先 在籍している幼稚園等を経由してこども保育教育課に提出

提出期限 ・保育を必要とする事由の変更…変更希望月の前月25日（土・日曜日、祝日の場合は、その前の平日）の16時30分まで
・世帯状況の変更…変更後速やかに提出してください。各月の10日以降に提出された場合は、提出の翌月以降の変更となる場合があります。

内容	必要書類
保護者の婚姻・離婚、転居等により、世帯員に増減があった場合	・高松市施設等利用給付認定変更申請書 ・離婚の場合：離婚日が記載された戸籍謄本又は抄本（写しでも可）。離婚調停中の場合は事件係属証明書の写し ・婚姻の場合：世帯に加わる方の保育を必要とすることを証する添付書類（39ページ参照。新1号認定の場合は不要です。）及びマイナンバー提供書等
生活保護を受給することになった場合（未移行幼稚園を利用中又は新3号認定を受けている場合のみ）	・高松市施設等利用給付認定変更申請書 ・生活保護受給者証の写し
ひとり親家庭で、児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療証の交付を受けた場合	・高松市施設等利用給付認定変更申請書 ・児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療証（高松市が発行しているもの）の写し
保育を必要とする事由の変更（求職活動中→就労内定など）の場合	・高松市施設等利用給付認定変更申請書 ・保育を必要とすることを証する添付書類（39ページ参照）

※ 表の内容は、変更申請が必要な場合の例です。上記以外にも、認定内容に変更が生じた場合は、その都度、変更申請手続が必要となります。詳しくは、こども保育教育課までお問い合わせください。

1 5 預かり保育の無償化

(1) 無償化対象者及び算定方法

施設等利用給付認定(※)の新2号・新3号認定を受けた方が幼稚園(未移行幼稚園を含む。以下42ページまでにおいて同じ。)や認定こども園の預かり保育を利用した場合、月額給付限度額の範囲で、利用日数に応じて利用料が無償化されます。なお、施設等利用給付認定の認定前に利用した預かり保育の利用料は無償化の対象となりませんので、御注意ください。

※ 施設等利用給付認定については、35～40ページを御覧ください。

認定区分	年齢	所得制限	上限月額	日額単価	算定方法
新2号	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子ども	なし	12,300円	490円	① 上限月額 ② 日額単価×利用日数 ③ 実際の預かり保育利用料
新3号	満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども	あり	17,700円	490円	①～③を比較して最小となる金額を月額給付限度額として給付

※ 月の途中から認定を受けた場合や月の途中で認定を終了(退園)した場合は、無償化の月額給付限度額を日割計算した額を当該月の月額給付限度額とします。

※ 上記の月額給付限度額及び日額単価は、令和8年10月以降の利用分について適用されます。なお、無償化の制度改正に伴い、変更になる場合があります。

(2) 無償化対象施設等

① 在籍している幼稚園や認定こども園の預かり保育が無償化の対象となります。

② 在籍している幼稚園や認定こども園が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育提供量が十分な水準でない場合(※)に限り、預かり保育事業の無償化上限月額から預かり保育事業の無償化支給額を差し引いた額までの範囲で認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用が無償化の対象になる場合があります。

※ 預かり保育の提供量が十分な水準でない場合とは、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合をいいます。

③ 無償化の対象になるのは、施設の所在市町村の「確認」を受け、市町村が公示した施設・サービスに限りです。高松市所在の無償化対象施設等(特定子ども・子育て支援施設等)は、高松市ホームページに最新の一覧を掲載していますので、そちらを御確認ください。

高松市ホームページの

「特定子ども・子育て支援施設等について」はこちら→

高松市 無償化対象施設

検索



(3) 請求方法

一旦利用料金の全額を施設に支払った後、高松市に請求をしてください。無償化対象金額を高松市からお支払いいたします。お支払いは、3か月毎に年4回を予定しています。

なお、在籍している園が法定代理受領を実施している場合は、無償化分を差し引いた金額の利用料を園へ支払うため、請求は不要です。

請求書の提出方法など、詳しくは高松市ホームページ又は広報高松によりお知らせいたします。

高松市ホームページの

「施設等利用給付の請求（償還払い）をしたいとき」はこちら→

高松市 預かり保育 償還払い

検索



(4) その他

幼稚園や認定こども園に在籍せずに認可外保育施設等のみを御利用の場合も、施設等利用給付認定の新2号又は新3号認定を受けた方は、月額給付限度額の範囲で給付が受けられる場合があります。詳細は、高松市ホームページを御確認いただくか、こども保育教育課までお問い合わせください。

16 よくある質問

(1) 教育・保育給付認定に関すること

Q 1	共働きで幼稚園等と保育施設等を併願する予定です。 どのような教育・保育給付認定申請をすればよいですか。
併願をする場合、教育・保育給付認定申請は、1号認定と2号認定をそれぞれの受付場所に申請してください。幼稚園等又は保育施設等のどちらに入園するか決定した時点で、一方の教育・保育給付認定申請を取り下げてください。入園される施設に応じた教育・保育給付認定証を発行いたします（1号認定と2号認定の併用はできませんので御注意ください。）。	
なお、幼稚園等については、各園にて別途「利用申込み」をしていただく必要があります。幼稚園等の受付期間は各園にお問い合わせください。	
Q 2	認可外の保育施設や一時預かりを利用する場合も教育・保育給付認定申請は必要ですか。
保育所、認定こども園、市立幼稚園、新制度に移行している私立幼稚園、小規模保育などの地域型保育事業を利用する場合に、教育・保育給付認定が必要となります。	
認可外の保育施設や一時預かりを利用する場合は、教育・保育給付認定を受ける必要はありません（企業主導型施設等、一部の認可外保育施設では教育・保育給付認定が必要な場合がありますが、要否については、各認可外保育施設へお問い合わせください。）。	
また、教育・保育給付認定を受けていたとしても、認可外の保育施設や一時預かりの利用を妨げることはありません。	
なお、認可外の保育施設や一時預かりを利用する場合において、保育の無償化を受けるには、別途「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。	

Q 3	教育・保育給付認定を受けずに、保育施設等を利用することは可能でしょうか？
保育施設等を利用できるのは、就労や妊娠・出産など保育の必要性等を市が認定し、入所が決定した方です。「下の子の保育に手がかかるから」、「集団生活に慣れさせるため」、「友達がいないから」などの理由で保育施設等を利用することはできません。	
Q 4	子どもが生まれたので育児休業を取得します。上の子どもが、既に保育施設等を使用しており、継続して利用したいのですが、可能でしょうか？
在園中の子どもの継続利用は、育児休業にかかる子どもが、満1歳になる月末までとなります。なお、育児休業に係る子どもが、保育施設等の利用申込を行った結果、待機児童となり、育児休業からの復帰ができなかった場合は、育児休業に係る子どもが待機児童の間中は在園中の子どもにつきまして、その年度末まで継続利用が可能です。 また、認定こども園を2号認定（保育部分）で利用している場合は、1号認定（教育部分）に認定変更をすることで、引き続き、在園中の施設等を利用できる場合もありますので、在園中の施設等に御相談ください。	

（２）利用者負担額（保育料）に関すること

Q 5	源泉徴収票や確定申告書の写しの提出は必要ですか。
世帯の市区町村民税額で保育料が決定しますので、源泉徴収票や確定申告書の写しを提出いただく必要はありません。 ただし、市区町村民税の修正申告等をされた場合は、お申し出ください。	
Q 6	市立と私立では保育料は違いますか。
保育料に違いはありません。 ただし、保育料以外に費用がかかる場合がありますので、保育料以外の費用については、事前に各保育施設等に問い合わせるなど、各自御確認ください。	
Q 7	保育料の口座振替の手続をしたにもかかわらず、督促の納付書が届きました。
口座振替は、手続が完了した翌月から振替開始となります。手続が間に合わなかった際には、お手持ちの納付書で、金融機関等の窓口で納付をお願いいたします。 なお、指定納付期限までに納付されない場合は、督促状を送付する場合があります。	
Q 8	年度途中で満3歳になりました。翌月から保育料は変更になりますか。
保育料は、年度当初の年齢に応じて決まるため、誕生日を迎えたことに伴う保育料の変更はありません。	

（３）利用者負担額（授業料）に関すること

Q 9	市立と私立では授業料は違いますか。
市立と新制度に移行している私立幼稚園については、授業料は無償です。 ただし、授業料以外に費用がかかる場合がありますので、授業料以外の費用については、事前に各幼稚園等に問い合わせるなど、各自御確認ください。 なお、新制度に移行していない私立幼稚園の授業料については、各施設にお問い合わせください。	

(4) 保育施設等の利用申込みに関すること

Q10	小規模保育事業の利用を考えていますが、子どもが3歳になったらどうすればよいですか。
主に0～2歳児を対象とする小規模保育施設を卒園後も保育施設等の利用を希望される場合、新しい保育施設等への利用申込みをお願いいたします。利用調整時には加点を設け、卒園後の保育の円滑な利用を図っていきます。幼稚園の利用を希望される場合は、各園へお問い合わせください。	
Q11	利用申込は先着順ですか。待機番号はつきますか。
申込みの順番や待機の実績は考慮せず、待機番号もつきません。利用調整は、高松市保育施設等の利用調整基準に基づいて行います。	
Q12	出生前の予約申込みはできますか。
まだ生まれていないお子さんの入所の予約はできません。入所の申込書にお子さんのお名前、生年月日等、記載していただきますので、出産後、出生届を提出してからお申込みください。	
Q13	年度途中で2歳になったら、2歳児のクラスに申込みできますか。
申込みはできません。年度途中に入所を希望する場合は、年度当初の年齢に応じたクラスの申込みとなります。質問の方の場合は、1歳児のクラスの申込みとなります。	
Q14	乳児保育をしていない保育施設等は、0歳児の間は申込みできませんか。
乳児保育を実施していない保育施設等については、1歳になった次の月から申込み可能です。	

(5) 認定こども園に関すること

Q15	認定こども園のメリットは何ですか。
保育施設等にお子さんを預ける場合、保護者がお子さんを保育することができない理由が必要になりますので、お子さんを保育することができない理由がなくなると、保育施設等は、原則、退所となります。 しかし、認定こども園では、2号認定で通園している場合、お子さんを保育することができない理由がなくなっても、1号認定に切り替えることによって、引き続き同じ園に通い続けることができ、お子さんにとって環境が変わらないという意味でメリットと言えます。 また、認定こども園では、在園していない地域のお子さんの交流の場となることや、育児不安に対応した子育て相談もできるようになります。	

(6) 利用調整に関すること

Q16	利用を希望する施設を複数書くよりも、第1希望のみを記入した方が優先されますか。
記入した施設数と優先度とは関係ありません。 ただし、第1希望のみを記入した場合は、当該施設に内定しなかった時点で利用調整が終了となり、入所をお待ちいただきます。 事前の見学や各種情報などを参考に、希望する施設や順位を御検討ください。	
Q17	認可外保育施設や一時預かりを利用しながら、認可の保育施設等に申し込んだ場合、優先度は下がりますか。
優先度を下げて利用調整をすることはありません。認可の保育施設等の利用を希望しているにもかかわらず、御希望の保育施設等に空きがないことなどから、やむを得ず、認可外保育施設や一時預かりを御利用いただいている場合も、高松市保育所等の利用調整基準に基づいて利用調整を行います。	

Q 18	上の子が1号認定を受けて幼稚園へ通園しています。下の子を保育施設等に申し込む場合、優先度は下がりますか。
上のお子さんが1号認定を受け、幼稚園を御利用されていることのみをもって優先度を下げることはありません。お子さんの同居親族の方の保育を必要とする優先度や、御家庭の状況等を総合的に判断して利用調整を行います。	
Q 19	第1希望以外の施設に内定しました。第1希望の施設に空きが出た場合は入所できますか。
入所後、転所の申込みをしていただき、翌月以降の利用調整の対象となります。 なお、転所を希望される場合は、ならし保育も新たに必要になってくる場合がありますので、御考慮ください。	

(7) 里帰り出産について（保育施設等を広域利用する場合）

Q 20	高松市に住んでいますが、高松市外で里帰り出産をします。里帰り先の保育施設等へ預けるにはどうすればいいですか。
申込みは、お子さんの住民票がある高松市で行っていただきますが、申込締切や、必要書類等については、里帰り先の市区町村の規定に従っていただきます。 なお、市外に住民票があるお子さんの受入れを行っていない市区町村もあり、その場合は御利用いただけませんので、御了承ください。	
Q 21	市外に住んでいますが、高松市で里帰り出産をします。高松市内の保育施設等へ預けるにはどうすればいいですか。
申込みは、お子さんの住民票がある市区町村で行っていただきますが、申込締切や、必要書類等については、高松市の規定に従っていただきます。 なお、広域利用についての協議を行っていない市区町村もあり、その場合は御利用いただけませんので、御了承ください。	

(8) 里帰り出産について（幼稚園等を広域利用する場合）

Q 22	高松市に住んでいますが、高松市外で里帰り出産をします。里帰り先の幼稚園等へ預けるにはどうすればいいですか。
申込みについては、入園を希望する幼稚園等で行っていただきますが、お子さんの住民票がある高松市で教育・保育給付認定や施設等利用給付認定の申請をする必要があります。	
Q 23	市外に住んでいますが、高松市で里帰り出産をします。高松市内の幼稚園等へ預けるにはどうすればいいですか。
申込みについては、住民票がある市区町村及び入園を希望する幼稚園等にお問い合わせください。 なお、市立幼稚園等については、利用できません。	

(9) 育児休業に関すること

Q 24	育児休業を延長したいのですが、どうすればいいですか。
育児休業の延長を目的とした申込みはできません。申込みをして、利用調整の結果入所となりましたら、保育施設等に通っていただきます。入所保留になった場合は、施設利用保留通知書をお渡しします。	
Q 25	育児休業給付金の延長をするには、どのタイミングで申込みをすればいいですか。
お答えできかねます。御自身の勤務先かハローワーク（0570-200-406：育児休業給付金コールセンター）にお問い合わせください。	